

- ・日 時 令和元年9月24日（火）13：30 ～ 15：20
- ・場 所 瑞穂市総合センター5階 第4会議室

- 1 あいさつ
- 2 制度利用支援機関における相談支援の在り方について
（事例1）高齢福祉分野の事例
（事例2）障がい福祉分野の事例
- 3 その他
次回の開催日について
- 4 議事

事務局 傍聴人の報告及び資料の確認・訂正。

飯沼会長 開会宣言・あいさつ・本日の進行について説明。

事例1 高齢福祉分野の事例について説明を求める。

事務局 事例1 高齢福祉分野の事例について概要を説明。

飯沼会長 中核機関の役割と支援の流れが図になったものがあると分かりやすいので、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」の19ページの図を委員のみなさんにお配りして欲しい。

事務局 資料をご用意します。

飯沼会長 資料が準備できるまでの間、提出された事例1を読む時間を取る事とする。

委員各位資料通読及び追加資料配布

飯沼会長 配布された図は中核機関の役割と支援の流れ、各種団体の役割等の標準的な流れを示したものであるため、中核機関がこの通りでなくてはならないというものではないと思うが、この資料をイメージしながら議論を進めたい。

今回の事例については『岐阜県「成年後見制度」市町村長申立マニュアル』に例示されている様式を使用したとの事だが、相談内容の聞き取り、事実関係の確定等、委員各位からの発言をお願いしたい。

事例について検討

岡川委員 瑞穂市における支援方針等が決定するアセスメント等はどうになっているのか。

事務局 現状ではケースバイケースとなっている。

飯沼会長 瑞穂市における市長申立の判断基準はあるのか。

事務局 明確な基準はない。

飯沼会長 経済的な虐待や目先の財産がないようなケースの場合、選任された後見人に対する報酬が必要となるが、瑞穂市には後見人報酬に対する助成制度はある

のか。

事務局 市長申立に対する費用については要綱が整備されているが、後見人報酬に対する助成制度はない。

飯沼会長 後見人報酬に対する助成制度を整備して頂きたい。規則を整備するだけでなく、予算の裏付けがある形での整備をお願いしたい。

河村委員 今後、中核機関が市長申立や後見人報酬助成に対する答申的なものを出したり、相談現場と行政の情報共有の場であったり、被後見人だけでなくその周りの家族にも課題がある場合の相談支援の検討などもできる場になると良いと思う。

飯沼会長 高齢者事案でも障がい者事案でも、虐待事案では虐待者に対する支援や接し方も一緒に検討する必要がある。よって、当初のケア会議において福祉の専門家だけでなく法律の専門家も入る必要があるのではないかと。

中原委員 追加資料のフロー図に「①権利擁護の支援の方針についての検討・専門的判断」とあるが、ここから成年後見制度の利用に進んだとしてもまた①に戻ってくるルートがあっても良いのではないかと。市町村長申立で専門職として後見人に選任された場合に、ご本人の情報が乏しく、誰もフォローしていない、という状況でどのように対応して良いか分からないケースもある。そういうものも含めてケースを検討する場に後見人が参加できる仕組みがあると良いと思う。

また、アセスメントで検討された資料などの個人情報を開示して頂けないケースがある。この場合もどうした良いのか分からなくなることが多いので、ケースを検討する場に後見人が参加できる仕組みがあると良い。

飯沼会長 虐待事案による市町村長申立において、後見人を受任した方に事案の情報が十分に伝わってなくて、対応に苦慮したケースがある。受任調整の段階でその専門職団体等に、本人の情報を含めた周辺状況を事前に頂きたい。

ただし、個人情報保護条例の関係もあるので、情報提供の在り方について行政の方で検討して欲しい。

事務局 事例1のケースにおいて、ケースの情報提供の形は満足のいくものなのか。それともまだまだ足りない部分があるのか。

中原委員 この内容が全て事実なのかという問題はありますが、60点以上ではあると思う。しかし、100点ではない。

飯沼会長 成年後見制度を債権回収のための手段として利用されるのは本末転倒だと思うので、相談記録票のまとめ方をそういう観点でまとめていかないといけないと思う。

中原委員 他のケース記録を見たりするが、法的観点から見た時に「もう少しこういう情報があったら」と思うことがある。今回のケースを見るとその点の情報があまりない。成年後見を意識して相談記録を作るとすればもう少しポイントになるような事があるように思う。

事務局 現在の瑞穂市では成年後見人の助成制度が無い状態であるが、この状況での市長申立をした場合の受任調整はどのようになるのか。

- 飯沼会長 裁判所さんにお聞きしたい。市長申立の場合に後見人の報酬まで視野に入れて選任されるのですか。
- 裁判所 最終的には裁判官が判断することであるので、一般的な話をすると月額収入10万円で、月額報酬は2万円だとすると残りの8万円で施設等の支払を行うといった考え方をされる裁判官もいると思いますが、裁判官の考え方も色々ある。
- 市長申立となると一般的には市の方で「報酬が無くてもいいよ。」という人を候補者として推薦したうえで裁判所に申立て欲しいというような形になる。専門職が少ない地域では然るべき候補者を推薦して頂きたいと思う。社会福祉協議会を候補者として推薦するような事があると思う。
- 浜松や静岡管内、東北では自治体の報酬助成制度が整っている所が多く、それが段々広がっているのが現状ではないかと思う。
- 飯沼会長 申立書に収入に関する情報があつた方がスムーズに手続きが進むということか。
- 裁判所 申立人の如何に関わらず、本人の財産状況や親族の状況も含めた本人の周辺状況等は予め頂かないと、選任された後見人が困ってしまう場合がある
- 事務局 市長申立で後見人報酬に難があるような場合は、後見人報酬を必要としないような候補者を市で調整して推薦をして欲しい、との事であつたが市民後見人という事なのか。
- 飯沼会長 それは別の話であると思う。
- 事務局 現在、瑞穂市ではそのような候補者を推薦することはできないが、この場合市長申立は難しいということか。
- 裁判所 裁判所は、地域連携ネットワーク会議が開催されて具体的案件について判定する場合に、まだ申立がされていない段階で、裁判所がコメントすることは無いという事をご理解頂きたい。
- 一般論として裁判所は、その方の意思決定の支援をするには誰が適切か、どのような専門性が必要かを考えて選任する。そこから先の報酬や後見人の支援については自治体で考えて頂くということ。それをどう考えるかというスキームが中核機関や地域連携ネットワークということ。
- 今の法の枠組みであれば、後見人候補を記載するという事が首長申立の場合には自治体に要請されているが、現実には難しいので裁判所が各専門職団体に依頼をしている。逆に専門職団体からは裁判所に対して、各自治体に対して報酬補助制度の整備を促して欲しい、といった事を依頼されている。
- よって、具体的な候補者がいないので市長申立ができないということではないと推測する。ただし、各専門職団体の雰囲気を見ていると、いつまでもそれが続くとは考えにくいので、後見人報酬の助成制度等を整備して頂きたい。
- 村木委員 先程、市民後見人は無償というような話があつたが、後見人を請け負う方が無償で良いということであれば別だが、基本はそれなりの経費もかかるのでそれなりの報酬は支払って頂きたい。市の方で助成制度を整備して頂きたい。
- 事務局 将来の地域連携ネットワークでは、受任調整と行かなくてもどの専門職が受

任するのがふさわしいのかという事ぐらひは検討した方が良いと思うが、今回の事例ではどの専門職にお願いするのが適切なのか。

岡川委員 これだけの情報では何とも言いかねるが、病院の支払がテーマではれば社会福祉士ではないし、老健という施設を終えて次の施設を目指す又は在宅に戻る事を目指すといった生活の部分であれば社会福祉士の出番であると思うので、他の付随の支援を基に検討できばと思う。

飯沼会長 施設利用料の支払の確保という観点では、特に法律問題ではない。ご本人が過去に収奪されたものを回収する意思があるのかでも変わってくると思う。また、ご本人の親族がどのような方なのか、手荒な方なのか、単にシカトして逃げているだけの方なのか、それによって専門職の振り分けができると思います。

今回の事例はそれほど難しい案件ではないので、特にどの専門職が良いという話にはならないと思う。

中原委員 司法書士の立場からすると守備範囲は広いと思うので、今回の事例は弁護士の先生でなければ無理といったものではないと思う。

このケースではないが、不動産があり施設利用料を滞納している上に金融債権も多くあるので破産をするといった場合に、まずは不動産を売却して破産申立をしてといった場合であれば弁護士の先生が良いと思う。

しかし今回の場合は何もないという話なので、まずは行政の方に頑張ってもらえば良く、そのあとはしかるべき属性の団体の方に投げてもらえば良い。ただし、虐待事例について言えば、経済的虐待であれば司法書士でも対応できるが身体的虐待のような事例は難しい。

飯沼会長 今の話だと事前の受任者調整の段階でこの団体が良いとなった場合にはその団体に相談をかけて候補者を推薦いただくという形が良いということか。

中原委員 そのとおり。

牛丸委員 以前、親族の方が申立を行ったケースで受任候補者を挙げたにもかかわらず、別の方が選任されたケースがあったが、市長申立の場合は中核機関の中で後見人候補を決めるのだと思うが、例えば社会福祉士が良いとなった場合に社会福祉士会の方が持ち帰って社会福祉士会の中で相談するという形になるのか。

河村委員 それぞれの会のやり方があると思うが、社会福祉士が望ましいということであれば、持ち帰って会員の方に情報提供して手を挙げてもらった上で、社会福祉士会長名で中核機関に通知をするといった流れになると思うので、この会議で個人名が出てくることはないと思う。

牛丸委員 弁護士会、司法書士会も持ち帰って、ということになるのか。

飯沼会長 受任調整の段階でどのように選任するのか、逆にどれだけの情報をもらえるのかといった点を検討している。なので、中核機関の会議で個人名が出ることはないと思う。

中原委員 司法書士会も同様だと思う。先日、ある市町村から後見人候補者の候補者を出して欲しいとの依頼があった。その候補者の候補者には本人の情報だけで

無く、申立をしたといった情報も無い状態で突然裁判所から後見人の決定書が来た。何の情報も無い中で対応に大変苦慮しました。やはり、具体的な方を候補者として挙げた上での受任者調整は難しいと思う。

飯沼会長 弁護士会では、中核機関からの受任者調整の段階でご本人の名前を明らかにして頂かないと利害関係の判断が出来ないといった議論があった。

岡川委員 行政の中でも税務情報であったり医療の情報などは部署をまたぐ事になるが、瑞穂市として他部署が所有している情報を中核機関で情報共有できるのか、といった点をご検討頂きたい。

飯沼会長 休憩を宣言

休憩（約5分）

飯沼会長 再開を宣言
事例2について説明をお願いします。

事例について説明

飯沼会長 事例2は福祉的な支援が多いと思うので、岡川委員に進行をお願いしたい。

事例について検討

岡川委員 事例2については、顕在化している法的支援のニーズはなさそうなので、潜在的ニーズに対していつ成年後見制度を利用していくかという点であると思うが、皆さんはいかがか。

飯沼会長 ご本人の状態は後見までは至らない状態だと思うので、補助・補佐となるがその場合、本人の同意がないと手続きが進められない。現状では後見の申し立てを視野に入れてという支援の方法は難しい。
この事例はケース会議等で繰り返し色々な情報を共有していくしかないのではないか。

中原委員 飯沼会長と同じ感想である。類似のケースである方が補助人になったがそれで終わっているという事がある。こういったケースでは福祉関係の方々には世帯で考えると思うが、我々はご本人の代理人であるので、基本的にはご本人の立場で考える。そうすると福祉的なニーズとミスマッチするところが出てくるところが悩ましい。

岡川委員 事例2については後見なのか補佐なのかといった点ぐらいかと思う。ご本人の意志がどこにあるのかという所を支援者間で見守っていかないといけないと思う。
本日のレジュメの2枚目に地域連携ネットワークのイメージ図があるが、このケースはこういった地域連携で見守っていくケースであると思う。

河村委員 事例2のその後について発言

飯沼会長 中核機関では後見等を申し立てていくことが求められているようなイメージがあるが、実態としては支援を必要としている人を発掘して、情報として押さえる事ができるようにしておくことが大切であると思う。出口は一番最後の話である、というような割り切りが必要ではないか。

牛丸委員 私の事業所でも類似事例は多くある。他の事業所の相談員の中にはこの制度を知らない方が多くいるので、このような事例について見守りをしていれば成年後見制度に繋がるようにしておかなければいけない、という事を知らしめなければならないと思う。

その点において、次回のテーマ「広報の方法について」というのが重要になると思う。

岡川委員 成年後見のニーズは潜在的にあるが、そのニーズに支援者が気づいて制度に繋げていく必要がある。その意味で地域連携ネットワークを作って頂きたいと思う。

また、現状でどのようなネットワークがあるのかを確認して各ネットワーク同士が繋がって必要な支援に繋がる仕組みを整えて頂きたい。

5 事務連絡

今後のスケジュールについて事務局より説明。